

『広島修道大学大学院法務研修生』について

広島修道大学

2009年6月作成

2009年9月修正

2010年2月修正

2011年1月修正

2012年2月修正

2013年7月修正

2014年2月修正

2014年7月修正

2016年2月修正

2017年7月修正

1. 出願資格

広島修道大学大学院法務研究科を修了し、法務博士の学位を取得している者となります。

2. 法務研修生の責務等

- ①法務研修生は、指導教員の指導の下で研修に努めなければなりません。法務研修生は、指定された自習室等を利用することができます。
- ②TKCの模擬試験について、本学に成績の開示があることを前提に受験料を大学が負担します。ただし、3月実施分について大学は負担しません。
- ③法務研修生は、「TKCの法科大学院修了生サポートシステム」の「基本サービスコース」に加入します。その加入料は大学が負担します。

3. 法務研修生の在籍期限・期間

- ①法務研修生は、法務博士の学位取得後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、許可を受けて在籍することができます。
- ②法務研修生の登録期間は、4月1日から9月25日まで(前期)、又は9月26日から3月末日まで(後期)とします。

4. 出願期限(「継続願」を含む)

4月 1日から9月25日まで(前期)登録の場合は、その直前の2月末日とします。
9月26日から3月末日まで(後期)登録の場合は、その直前の9月1日前後とします。期限の日が休日等の場合は、その翌日が期限となります。

5. 出願書類

- ①法務研修生願(新規・継続) (所定箇所に写真貼付のこと) …………… 1部
- ②写真(縦4cm×横3cm) 必要枚数
各年度の最初の応募時…………… 2枚

応募時は「法務研修生願」に写真を1枚貼付し、さらに1枚を提出してください。この1枚は、7号館事務室で確認した後、本人に保管していただきます。後日、所定の用紙(学生記録)に貼付することになりますので大切に保管しておいてください。

当該年度後期に継続の場合は、1枚(「法務研修生願」貼付用)のみとなります。

③法務研修生用学生記録（指導教員用）…………… 1 部

*1 法務研修生に当該年度初めて出願する場合は、①の用紙の“新規”を、前期に引き続き継続の方は“継続”を○で囲んで提出してください。学籍番号は各年度ごとに新規に配番されます。また、年度内継続の場合は当該年度最初の学籍番号を継続して使用します。

*2 法務研修生願に記載された個人情報は、「学校法人修道学園個人情報の保護に関する規程」に基づき適切に管理使用します。

6. 選考手続等

- (1) 法務研修生志願者については、本学の教育研究に支障のない範囲において、法学部教授会で選考のうえ学長が、法務研修生として許可します。
- (2) 法務研修生として許可された者は、所定の期日までに諸納付金を納入しなければなりません。

7. 諸納付金

法務研修生の研修料は、一学期20,000円です。この研修料を、所定の期日までに納入しない場合は、法務研修生の許可を取消す場合があります。

8. 出願書類請求先、書類提出先及び問い合わせ先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東一丁目1-1

広島修道大学 教学センター教務第3課（7号館事務室）

電話（082）830-1980

以上